

# 吉野ヶ里遺跡発掘調査に伴う報告書作成に係る遺物実測図デジタルトレース業務委託仕様書

## 第1章 総則

- 第1条 本仕様書は、吉野ヶ里遺跡発掘調査に伴う報告書作成に係る遺物実測図デジタルトレース業務委託（以下「業務」という。）に適用する。
- 第2条 業務における作業の主体は佐賀県であり、受託者は佐賀県地域交流部文化・観光局文化課文化財保護・活用室（以下「佐賀県」という。）の指示に基づいて遺物実測図デジタルトレース業務委託を実施する。
- 第3条 業務は文化財調査報告書作成に伴い、発掘調査によって出土した遺物のデジタルトレースの業務を行うものである。
- 第4条 本仕様書に定めていない事項については、佐賀県と協議し定める。
- 第5条 受託者は、契約締結後速やかに佐賀県と協議の上業務に着手するものとし、業務が完了した場合、速やかに所定の報告書及び成果品を提出し、佐賀県の検査を受けること。

## 第2章 基本事項

- 第6条 業務を開始するに当たっては、佐賀県と受託者で十分に打合せを行うこと。また、業務開始前に着工届・工程表を速やかに提出すること。
- 第7条 業務の実施にあたっては、佐賀県職員が段階毎に確認することとし、必要に応じて調整を行うこと。また、計画変更等重要な事項については、打ち合わせ協議簿を作成し提出すること。

### （業務管理者・技術者）

- 第8条 受託者は、業務履行の技術上の点検・管理を行う業務管理者及び遺物実測図デジタルトレースを行う技術者を定めること。
- 2 業務管理者とは、学校教育法で定める大学で考古学又はこれに類する専門課程を専攻し卒業又は修了した者、もしくは文化財整理作業関連業務従事5年以上又はこれと同等の能力を有する者をいう。
- 3 各作業の技術者とは、当該作業従事経験が概ね2年以上又はこれと同等の技術を有する者をいう。
- 4 業務管理者の交替の必要が生じた場合は、速やかに佐賀県に報告し承認を得ること。
- 5 技術者の交替の必要が生じた場合は、速やかに佐賀県に報告すること。

### （再委託）

- 第9条 受託者は、委託業務を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について書面により佐賀県の承諾を受けた場合はこの限りではない。
- 2 業務の一部を再委託する際は、佐賀県内の業者の中から選定し委託するよう努めること。

### （業務場所）

- 第10条 業務に係る遺物実測図デジタルトレースに関する作業は、入札参加資格確認申請時に申請を行った九州内（沖縄県を除く）に所在する作業所で行うこと。なお、佐賀県の承諾を得ずに作業所の変更を行ってはならない。

## 第3章 作業概要

- 第11条 本業務の作業概要

- |          |                                      |
|----------|--------------------------------------|
| (1) 業務名  | 吉野ヶ里遺跡発掘調査に伴う報告書作成に係る遺物実測図デジタルトレース業務 |
| (2) 業務場所 | 受託者の事業所                              |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和7年3月14日                     |

- (4) 遺跡名 吉野ヶ里遺跡（志波屋三の坪甲地区）  
(5) 業務内容 図面総枚数 79 枚  
総点数 356 点（詳細は業務対象遺物一覧表を参照）  
○デジタルトレース（土器 356 点）  
※対象の時代：古代

## 第4章 作業内容

### 第12条 デジタルトレース

- (1) 佐賀県が所蔵する実測図原図（A2版、スケール 1/1）についてスキャナー等（画像解像度 300dpi 以上）で読み取り、補正を加え、データ化を行う。
- (2) データ化にあたっては画像編集ソフト（Photoshop 等）で編集し、スキャナー読み込み時に生じる埃の修正や水平出し等の図面の歪みを補正する。
- (3) 各遺物実測図の保存形式は JPEG の形式で保存する。また、遺構別にファイルを作成し、各データの名称は遺物実測図記載の 8 桁の遺物実測登録番号を入力する。
- (2) デジタルトレースソフト「Adobe Illustrator」を用いて、実測図を忠実にトレースすること。  
なお、保存形式は AI 形式、カラーモードは [CMYK] とすること。
- (3) デジタルトレースにあたっての線種・太さ・レイヤー分け等については佐賀県の指示により実施する。
- (4) デジタルトレースの縮尺は仕上がり時 1 / 3（33.333%）とすること。
- (5) デジタルトレースにおいて須恵器は断面黒塗りとし、それ以外は白抜きとする。

## 第5章 点検

- 第13条 受託者は、第5条の規定による検査とは別に、各作業の終了時に佐賀県職員による点検を受け、修正を要する箇所はそのつど佐賀県の指示により修正する。なお点検は基本的に吉野ヶ里遺跡発掘調査事務所（神埼郡吉野ヶ里町田手 2721）にて行うこととし、状況によっては写真などをメールにて点検することもある。
- (2) 佐賀県職員による点検は、デジタルトレース完了時の 1 回以上実施する。なお点検の回数・時期は別途協議を行うものとする。

## 第6章 対象物の取扱い

- 第14条 受託者は、業務遂行にあたっては、実測図原図が貴重な資料であることを認識し、毀損・滅失のないよう十分に留意するとともに、業務の着手時・点検・完了時における対象物件の運搬（吉野ヶ里遺跡発掘調査事務所（神埼郡吉野ヶ里町田手 2721）に保管）を自ら行うものとする。
- (2) 業務及び運搬に伴う事故については、受託者がその責任を負うこととし、修理・復元に要する費用は受託者が負担すること。

## 第7章 成果品

- 第15条 納入する成果品等は次のとおりとする。
- (1) 遺物実測図デジタルトレースデータ：DVD 又は HD 一式
- (2) (1) をプリントアウトしたもの
- (3) 業務完了報告書（業務履行状況を示す写真・書類、協議簿等をまとめたもの）正副の 2 部
- (4) その他必要に応じて佐賀県が指示するもの。

**(納品場所)**

第21条 納品場所は、佐賀県の指示により定める。

**第8章 その他**

第22条 業務で生じた記録類一切の帰属及び著作権は佐賀県にあり、業務遂行中も同様とする。